

保育所保育指針の概要(現行)

- 保育所における保育のガイドラインとして保育所保育指針を策定
- 保育の目標、保育の方法、保育の環境、保育の内容構成の基本方針についての基本的事項を提示
- 子どもの発達段階に応じて、年齢ごとに保育のねらいや内容を提示
- 健康・安全に関する留意事項や保育所における子育て支援についても提示

総則

- 乳幼児の最善の利益を考慮
- 家庭養育の補完を行い、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る
- 養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成(保育所保育の特性)

保育の目標

- 生命の保持及び情緒の安定を図る
- 基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- 自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- 自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力の基礎を培う
- 生活の中で言葉への興味・関心を育て、豊かな言葉を養う
- 豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

保育の方法

- 保育の方法として保育の留意点を示している
 - ・ 家庭、地域の生活実態を把握し、適切な保護、世話を行う
 - ・ 子どもの発達理解、特性に応じ、発達の課題に配慮した保育
 - ・ 子どもの生活リズムを大切にし、生活の流れを安定させる
 - ・ 子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して保育
など

子どもの発達

- 子どもの発達の特性を示している
 - ・ 乳幼児期は心身の発育・発達が著しく、一人一人の個人差が大きい
 - ・ 子どもの発達は、環境内の人や自然、事物、出来事などとの相互作用の結果として進む(大人との相互作用と、大人との関係を土台とした子ども同士の社会的相互作用)
 - ・ 子どもの主体活動の中心は遊びである

保育所保育指針の改定の検討

平成19年度中を目途に検討・改定の予定

改定検討の背景

- 子どもの生活環境の変化
直接体験、人との関わりの不足、生活リズムの乱れ等
- 保護者の子育て環境の変化
孤立化、子育て力の不足、親子の関係性の問題等
- 児童福祉をめぐる政策の展開
次世代育成支援、児童虐待への対応、食育等
- 幼児教育重視の流れ
「家庭教育」、「幼児期の教育」の明記
(教育基本法改正)

検討課題

- 保育所保育指針の大臣告示化、
基準としての性格の明確化
- 保育内容の見直し・改善
(食育、健康・安全への対応等)
- 幼児教育の充実、小学校との連携
- 地域の子育て拠点機能の充実
- 職員の資質向上、保育内容の改善
を促す評価の仕組み 等

3 学齡期の対応(子どもの放課後対策)

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の2第2項〉)

【現状】(平成18年5月現在)

○クラブ数 15,857か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ2/3程度)

⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、必要なすべての小学校区での実施をめざす

○登録児童数 704,982人(全国の小学校1~3年生約359万人の2割弱程度)

【事業に対する国の助成】

児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

平成19年度予算 158.5億円(38.3億円増)

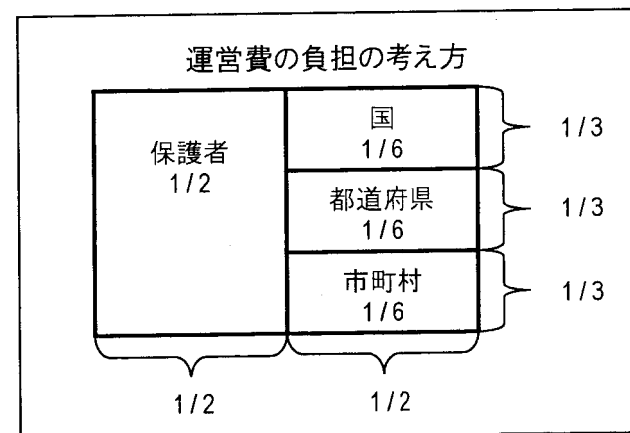
○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額:240.8万円

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

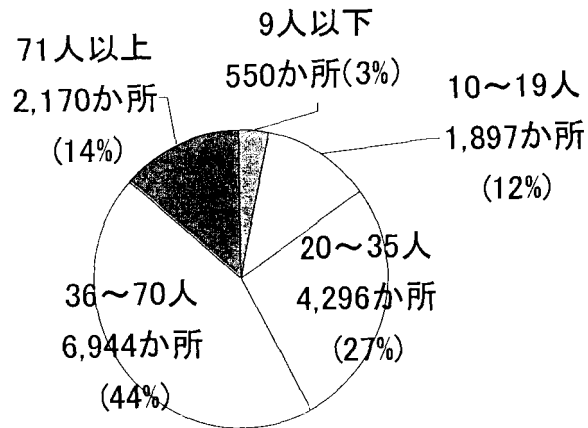
※運営費、整備費ともに、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担



「放課後児童クラブ」の実施状況

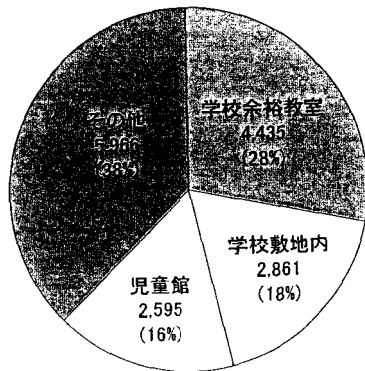
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



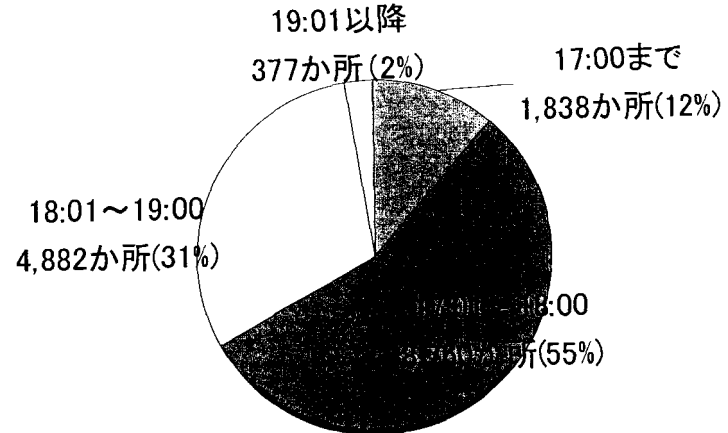
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



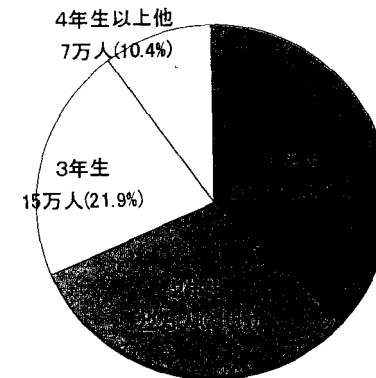
○終了時刻の状況

18時までが全体の約67%、19時までが約31%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



地域こども教室推進事業について

平成16年度～18年度 緊急3カ年計画

H18予算額 6,644百万円

- 学校の余裕教室や校庭等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）づくりを支援
- 放課後や週末において、子どもたちがスポーツや文化活動等の様々な活動を実施

“地域の大人たち”が協力

〔活動例〕

- ◎お手玉やめんこなどの「昔遊び」
- ◎図工、折り紙、読み聞かせなどの「文化活動」
- ◎野球やサッカーなどの「スポーツ」
- ◎パソコンなどの操作等を教え合う など



	H16年度	H17年度	H18年度
実施箇所数	5,321ヶ所	7,959ヶ所	8,318ヶ所
参加した子どもたち(延べ数)	約 965万人	約1,906万人	約2,109万人
参加した地域の大人たち(延べ数)	約 171万人	約 337万人	約 381万人

地域における子ども活動拠点づくりの定着促進(新規) <H18予算額:73百万円(6,644百万円の内数)>

対象者

「地域子ども教室」の実施にあたって、中核的な役割を担っている者

- ・コーディネーター
- ・安全管理員
- ・ボランティアなど

具体的な方法

各都道府県で次のような研修会を実施

- 各課題(安全、人材確保、活動プログラム、連携方策など)に関する研究協議会
- ポスターやパネルによる相互の活動報告及び情報交換会

関係者相互の情報交換とネットワークづくりを促進することにより、**地域独自の取組として定着し、継続した実施を促進**

「地域子ども教室推進事業」の実施状況

【平成18年度】

	予 算	実施状況
金 額	6,644,116千円	6,537,240千円
実施カ所数	10,000カ所	8,318カ所

【主な子ども教室の実施場所】

小学校	中学校	公民館	児童館	その他	合 計
4,345 (52%)	314 (4%)	1,892 (23%)	161 (2%)	1,606 (19%)	8,318 (100%)

(その他 … 集会所、文化センター、公園、体育館、図書館、博物館など)

【子ども教室の開催日実績】

平日放課後＋土日	平日放課後のみ	土日のみ	合 計
4,689 (56%)	1,040 (13%)	2,589 (31%)	8,318 (100%)

【主な子ども教室の取組内容】

読み聞かせ、囲碁・将棋、めんこ・お手玉・竹馬・紙芝居などの昔遊び(作成含む)、手芸、陶芸、工作、料理、英会話、科学教室、お茶(茶道)、生け花、折り紙、野球・サッカーなどのスポーツ教室、ネイチャーゲームなどの自然体験、鬼ごっこ、缶蹴り、など

【地域子ども教室の参加(子ども)状況】

年間地域子ども教室参加者(延べ人数)	1教室当りの年間平均参加者数(人)	
	1回当りの参加者数(人)	
21,091,811	2,536	32.5

【安全管理員、活動アドバイザーの参加状況】

年間安全管理員、活動アドバイザー参加者数(延べ人数)	1教室当りの年間平均参加者数(人)	
	1回当りの参加者数(人)	
3,829,609 (1,592,410)	460 (191)	5.8 (2.4)

※()内は内数で無償ボランティアの数

放課後児童クラブ・地域こども教室の取組の現状

No	都道府県	小学校区数	放課後児童クラブ実施箇所数		地域子ども教室実施箇所数		未実施市町村数		No	都道府県	小学校区数	放課後児童クラブ実施箇所数		地域子ども教室実施箇所数		未実施市町村数	
			実施箇所数	実施率	実施箇所数	実施率	未実施市町村数	未実施市町村率				実施箇所数	実施率	実施箇所数	実施率	未実施市町村数	未実施市町村率
1	北海道	1,365	761	55.8%	167	12.2%	27	15.0%	25	滋賀県	235	179	76.2%	97	41.3%	0	0.0%
2	青森県	378	238	63.0%	158	41.8%	0	0.0%	26	京都府	439	347	79.0%	93	21.2%	1	3.6%
3	岩手県	435	198	45.5%	143	32.9%	3	8.6%	27	大阪府	1,029	924	89.8%	790	76.8%	0	0.0%
4	宮城県	460	290	63.0%	91	19.8%	2	5.6%	28	兵庫県	822	649	79.0%	269	32.7%	0	0.0%
5	秋田県	289	174	60.2%	102	35.3%	0	0.0%	29	奈良県	225	179	79.6%	92	40.9%	6	15.4%
6	山形県	351	149	42.5%	133	37.9%	2	5.7%	30	和歌山県	308	117	38.0%	154	50.0%	6	20.0%
7	福島県	551	278	50.5%	112	20.3%	5	8.2%	31	鳥取県	168	109	64.9%	140	83.3%	2	10.5%
8	茨城県	577	441	76.4%	109	18.9%	0	0.0%	32	島根県	262	145	55.3%	154	58.8%	1	4.8%
9	栃木県	419	313	74.7%	111	26.5%	0	0.0%	33	岡山県	433	290	67.0%	191	44.1%	0	0.0%
10	群馬県	346	283	81.8%	205	59.2%	3	7.7%	34	広島県	597	424	71.0%	229	38.4%	0	0.0%
11	埼玉県	826	801	97.0%	201	24.3%	0	0.0%	35	山口県	352	297	84.4%	181	51.4%	0	0.0%
12	千葉県	855	617	72.2%	313	36.6%	0	0.0%	36	徳島県	271	162	59.8%	76	28.0%	4	16.7%
13	東京都	1,329	1,407	105.9%	489	36.8%	7	11.3%	37	香川県	199	102	51.3%	60	30.2%	1	5.9%
14	神奈川県	870	694	79.8%	309	35.5%	2	5.7%	38	愛媛県	363	156	43.0%	105	28.9%	0	0.0%
15	新潟県	572	306	53.5%	78	13.6%	1	2.9%	39	高知県	308	108	35.1%	55	17.9%	8	22.9%
16	富山県	210	163	77.6%	190	90.5%	0	0.0%	40	福岡県	771	658	85.3%	209	27.1%	2	2.9%
17	石川県	236	206	87.3%	110	46.6%	0	0.0%	41	佐賀県	193	154	79.8%	180	93.3%	0	0.0%
18	福井県	213	158	74.2%	173	81.2%	0	0.0%	42	長崎県	406	194	47.8%	109	26.8%	1	4.3%
19	山梨県	216	171	79.2%	101	46.8%	4	13.8%	43	熊本県	459	268	58.4%	158	34.4%	6	12.5%
20	長野県	397	300	75.6%	178	44.8%	7	8.6%	44	大分県	361	182	50.4%	115	31.9%	2	11.1%
21	岐阜県	392	267	68.1%	186	47.4%	2	4.8%	45	宮崎県	278	188	67.6%	61	21.9%	5	16.1%
22	静岡県	540	391	72.4%	180	33.3%	1	2.4%	46	鹿児島県	602	250	41.5%	101	16.8%	7	14.3%
23	愛知県	982	775	78.9%	370	37.7%	6	9.5%	47	沖縄県	280	205	73.2%	402	143.6%	7	17.1%
24	三重県	437	189	43.2%	88	20.1%	1	3.4%	都道府県計		22,607	15,857	70.1%	8,318	36.8%	132	7.2%

注1:小学校区については、学校基本調査速報値(平成18年5月1日)を使用

注2:放課後児童クラブ実施箇所数は平成18年5月1日現在調査の箇所数、地域子ども教室実施箇所数は平成18年度申請箇所数

注3:実施率は、都道府県毎の小学校区数に対する実施箇所数の割合

「放課後子どもプラン」について

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」のポイント

※[]内が事業担当省		「放課後子どもプラン推進事業」	
事業内容	放課後子ども教室推進事業(新規)【文部科学省】	放課後児童健全育成事業【厚生労働省】	
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3カ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 (児童福祉法第6条第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>	
予算額	68.2億円 ※事業費ベースで平成18年度比約3倍	158.5億円(38.3億円増)	
か所数	10,000か所	20,000か所(5,900か所増)	
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3カ年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p> <p>○次年度からの取組支援 ・残りの1万カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>	
ハード面	○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)創設</p>	
「放課後子どもプラン」推進のための連携方策			
<p>○両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置 【文部科学省】</p> <p>○事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置 【文部科学省】</p> <p>○事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】</p>			

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討→全市町村に設置

コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

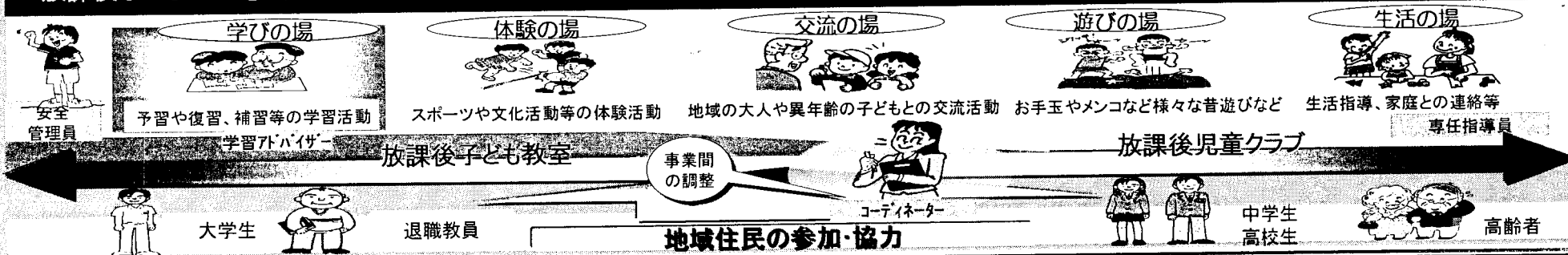
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施→全小学校区に配置

活動場所における連携促進

- ・余剰教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 →全都道府県・指定都市・中核市に設置

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進
→全都道府県・指定都市・中核市で開催